



# 保険証等の更新について

## 被保険者証が紫色に変わります

(紫色)

今お持ちの後期高齢者医療被保険者証(緑色)は、**令和4年7月31日まで**の有効期限となっています。

新しい被保険者証(紫色)は、7月中旬に【簡易書留】で郵送しますので、8月1日以降は新しい被保険者証をご使用ください。

なお、今お持ちの被保険者証(緑色)は、7月31日までご使用いただき、その後は、保険年金係に返還していただくか、ご自身で裁断等をして確実に廃棄してください。



### ◆お願い

新しい被保険者証(紫色)が届きましたら、**住所・氏名・性別・生年月日**の確認をお願いします。もし、記載内容に誤りがある場合は、保険年金係までご連絡ください。

### ◆ご注意ください!

今回交付する被保険者証の有効期限は、**令和4年9月30日まで**です。

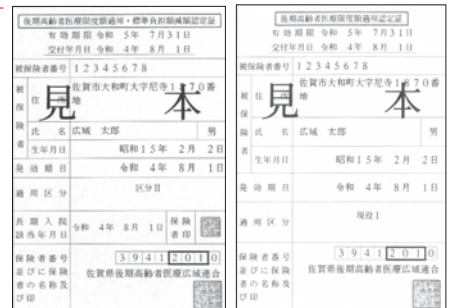
これは、10月1日から一部負担金(医療機関などの窓口でお支払いいただく金額)に、「2割」負担が導入されることに伴い、9月中旬に再度、被保険者証を再交付するためです。(詳しくは、被保険者証に同封のリーフレットをご覧ください。)

## 限度額適用・標準負担額減額認定証をお送りします

(区分Ⅰ・Ⅱ) (現役並みⅠ・Ⅱ)

今お持ちの後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証(黄色)及び後期高齢者医療限度額適用認定証(白色)の有効期限は、**令和4年7月31日まで**となっています。

新しい認定証は、継続対象の方のみ7月中旬に被保険者証(紫色)と一緒に交付いたします。なお、認定証の更新手続きは必要ありませんが、被保険者証の負担割合が変更になり、新たに認定証の交付対象となる場合には申請が必要です。



## 訪問健康相談のお知らせ

佐賀県後期高齢者医療広域連合では、後期高齢者の方を対象に、訪問による健康相談を実施します。

ご家庭でより良く生活していただくために、健康に関することや医療機関の利用法等について、情報提供やアドバイスをさせていただきます。日頃の身体のお悩みや気になることがあれば、ご相談ください。

※対象となる方には、ご案内文書を送付します。

※訪問健康相談は、無料です。

**問** 佐賀県後期高齢者医療広域連合 ☎0952-64-8476 福祉課 保険年金係 ☎92-7934

# 司法書士大串法光事務所

相続・遺言・登記  
成年後見・法律相談

基山町宮浦155(京町JAスタンド交差点南側)  
TEL 0942-92-6722

【月～金】8:30～18:30【土日】電話予約で休日や時間外でもご相談に応じます。

☆相談は無料です。お気軽にお電話、お立ち寄りください☆

有料  
広告



## 後期高齢者医療保険料についてのお知らせ

### 保険料額決定通知書を送付します

後期高齢者医療制度は、75歳以上（障害認定を受けている方は65歳以上）の方が対象です。  
令和4年度の後期高齢者医療保険料額決定通知書は7月中旬に送付します。

### 後期高齢者医療保険料のお支払い方法

～コンビニ・スマホ決済アプリによる納付ができます！～

#### ▽お支払い方法

- 特別徴収・・・年金からの天引き
- 普通徴収・・・①口座振替 ※口座振替を希望される場合は金融機関にてお手続きが必要です  
②納付書での納付

後期高齢者医療保険料の納付書での納付は、指定の金融機関又は、コンビニ（コンビニエンスストア）でも納付ができます。休日や夜間を問わずコンビニの営業時間ならいつでも納めることができます。

また、スマホ（スマートフォン）決済アプリによる納付もできるようになりました。

### コンビニ納付をされる場合

後期高齢者医療保険料（バーコード表示あり）の納付書をもって、下記のコンビニで納付してください。

#### 【納付できるコンビニ】

- セブン-イレブン
- ローソン
- ファミリーマート

※その他のコンビニについては納付書裏面をご覧ください。

#### 【使用上の留意事項】

指定納期限を過ぎたもの、汚れや破損などによりバーコードを読み取れないものはコンビニでの納付ができません。

### スマホ決済アプリによる納付をされる場合

#### 【納付に必要なもの】

- ・後期高齢者医療保険料の納付書（バーコード表示のあるもの）
- ・スマホなどのバーコードの読み取り・支払いの手続きができる電子機器



#### 【利用できるスマホ決済アプリ】



#### 【スマホ決済アプリ 使用上の留意事項（利用前に必ず確認ください）】

- ・詳しい利用方法については、各アプリの公式ホームページなどで確認してください。
- ・領収書は発行されません。領収書が必要な場合は、金融機関やコンビニで納付してください。（納付証明書は毎年1月下旬に送付します。）
- ・指定納期限を過ぎたもの、汚れや破損などによりバーコードを読み取れないものはスマホ決済アプリでの納付ができません。

問 福祉課 保険年金係 ☎92-7934  
佐賀県後期高齢者医療広域連合 業務課 資格賦課係 ☎0952-64-8476



国民年金への加入者へ

## 国民年金保険についてのお知らせ

問 福祉課 保険年金係 ☎92-7934 佐賀年金事務所 ☎0570-05-4890

### 国民年金保険料は納付期限までに納めましょう

令和4年4月分から令和5年3月分までの国民年金保険料は、月額16,590円です。保険料は、日本年金機構から届く納付書により、金融機関・郵便局・コンビニエンスストアで納めることができます。また、クレジットカードによる納付やインターネット等を利用した納付、便利でお得な口座振替もあります。

日本年金機構では、国民年金保険料を納付期限までに納めていない場合、電話や書面等により早期に納めるよう案内をしています。納付期限までに保険料を納めないと、障害基礎年金や遺族基礎年金を受給できない場合がありますので、忘れずに納付をお願いします。

なお、所得が少ないなど保険料の納付が困難な場合は、免除や納付猶予制度がありますので、お問い合わせください。

#### ▽年金の受給や手続きに関する相談を受け付けています

日時 第2・4火曜日 午前10時から午後3時まで

場所 基山町役場 相談希望の方は、佐賀年金事務所に予約をお願いします。

※予約専用ダイヤル 佐賀年金事務所 ☎0570-05-4890



### 7月は国民年金保険料免除申請等の受付・更新時期です

国民年金に加入している方は毎月の保険料を納付していただく必要があります。しかし、所得が少ないなど、保険料を納付することが経済的に難しいときは、「国民年金保険料免除・納付猶予制度」を利用してください。

#### ▽免除(全額・一部)申請

本人・配偶者・世帯主それぞれの前年所得が一定額以下の場合や、失業等の事由がある場合に、保険料が全額免除又は一部免除となります。

#### ▽納付猶予申請

20歳から50歳未満の方で、本人、配偶者それぞれの前年所得が一定額以下の場合に、納付が猶予されます。

免除・納付猶予申請の承認期間は、毎年7月から翌年6月までです。このため、免除等の承認を受けている方は6月で免除期間が終了します。引き続き免除を希望される場合は、できる限り7月中に申請をされるようお願いします。申請手続きが遅れると、不慮の事態が生じたときに、障害基礎年金・遺族基礎年金が受けられない場合があります。

#### ①前年に保険料の全額免除又は納付猶予が承認され、翌年度以降も継続申請を希望されている方

全額免除申請は、本人・配偶者・世帯主、納付猶予申請は、本人・配偶者それぞれの前年所得が一定額以下であることが承認されるための要件です。

継続申請を希望されていた方で、審査の結果が却下の場合、全額免除や納付猶予を受けることはできませんが、再度申請をすることで、一部免除に該当する場合があります。

#### ②新規で免除申請をされる方、又は前年の申請で全額免除・納付猶予の継続申請を希望されなかった方や承認されなかった方

①の方と同様に、それぞれの方の所得の申告が必要な場合があります。なお、退職(失業)した方が申請を行う場合は、雇用保険受給資格者証・雇用保険被保険者離職票等の写しを添付してください。

#### ▽その他免除申請等について

新型コロナウイルス感染症の影響により、所得が相当程度まで下がった方の免除・納付猶予制度や、産前産後期間の免除制度もあります。詳しくは、お問い合わせください。



# 0から74歳までで国民健康保険の加入者へ 国民健康保険についてのお知らせ

申問 福祉課 保険年金係 ☎92-7934

## 被保険者証がピンク色に変わります

国民健康保険被保険者証(黄色)の有効期限は、7月31日までとなっています。  
新しい被保険者証(ピンク色)は7月中に簡易書留で発送しますので、8月以降にご使用ください。

## 限度額適用認定証、 限度額適用・標準負担額減額認定証は更新の手続きが必要です

基山町国民健康保険に加入し、現在「限度額適用認定証」又は「限度額適用・標準負担額減額認定証」をお持ちの方は、認定証の有効期限が7月31日までとなっています。8月以降も認定証が必要な方は、更新の手続きをしてください。

### ▽申請期間

7月20日(水)～8月31日(水)(土・日曜日、祝日を除く)

### ▽持参するもの

- ・国民健康保険被保険者証(対象被保険者の方)
- ・個人番号カード又は通知カード(世帯主と対象被保険者の方)



### 限度額適用認定証とは?

入院治療や高額な外来診療を受ける際に、限度額適用認定証を医療機関の窓口へ提示することで、所得区分に応じた負担額までの支払いになります。(限度額適用・標準負担額減額認定証は、国保世帯全員が住民税非課税の場合、入院時の食事代が減額され、窓口で支払う自己負担限度額も減額されます。)認定証は、申請した月の初日から適用されます。国民健康保険税に滞納があると認定証の交付を受けることができません。また、世帯員に転入や未申告等により所得不明の方がいる場合、申告等の手続きが必要です。



## 有害鳥獣の駆除を行います

問 産業振興課 農林業振興係 ☎92-7945

町では、大豆などの農作物の種まき時期になり、カラスやドバト等の有害鳥獣による農作物被害が予想されるため、猟友会基山支部が委託を受けて有害鳥獣の駆除を行います。

▽実施予定日時 7月17日(日)・24日(日)・31日(日) 午前8時～10時30分

▽駆除地域 基山町全域

▽駆除方法 銃器使用

※当日は、猟友会の方が「有害鳥獣駆除実施中」のステッカーを貼った車で移動し、駆除を行います。



有料広告

安心の永代供養制度

資料請求  
承ります

お墓・樹木葬  
納骨堂

樹木葬

デュエット

永代供養タイプ  
使用料

55万円

※管理料 / 年間5,500円(税込)  
※期限 / 最終埋葬者納骨後13年  
※収蔵数 / 5寸壺2柱



広告



天空の楽園 公益財団法人 太宰府メモリアルパーク

初めての方も  
お気軽にご相談ください

☎0120-84-7711

〒818-0134 太宰府市大字大佐野字野口807-128

鳥飼アウトレットから  
車で約25分

筑紫野1Cから  
車で約10分

太宰府1Cから  
車で約10分

福岡県知事許可60公営第557号・墓地経営許可60公営第693号・(公社)全日本墓苑協会会員・事業主体/(公財)太宰府メモリアルパーク●開園年月/昭和63年3月●総区画数/14,000区画●天空院光総区画数210区画